

一宮市立今伊勢中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。(文部科学省の定義)」また、当該生徒が苦痛を感じているものはいじめと考える。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうるという認識のもと、早期発見に努め、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で、いじめられた者の立場に立って、早期対応、早期解決に努める。普段から、思いやりにあふれ、明るい雰囲気になった学級づくりに努めるとともに、生命尊重を中心とした道徳の時間の充実や、校長訓話や全体指導の場を利用して、人権や規範意識の高揚を図る。また、心の教室相談員や SC・SSW、関係機関と連携して、相談活動を充実することにより、問題を持つ生徒の理解に努め、カウンセリングマインドの姿勢に徹して援助する。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

* SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、適応学級主任、いじめ対策主任、不登校対策主任、SC・SSW、心の教室相談員から構成される。また事例のある場合はその学級担任を含める。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。

・教職員による取組評価や保護者への学校評価アンケートを行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケート（名称／『今中 心のアンケート』）や1日観察日、個人面談・教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・アンケート結果の特記事項や面談の記録、指導後の様子などを、パソコンの共有ファイルに入力するとともに、職員会議や打合せ等で口頭報告を行い、全職員の共通理解を図る。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

学校評価アンケート／いじめについての項目

※途中抜粋

- ・ 学校を休みたい（病気を除く）と思ったことはありますか？
- ・ 「時々ある」「よくある」と答えた人はその理由を書いてください。
- ・ 今年度、友達から無視されたり、仲間はずれにされたことはありますか？
- ・ あなたは、悩んだり困ったりしたときに、誰に相談していますか？
- ・ その理由を書いてください。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

（1）いじめの未然防止の取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・心のアンケートや HyperQ-U（全学年対象）、個人面談・教育相談を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
- ・申し送り事項がある場合は、パソコンの共有ファイル（生徒指導関係フォルダ）に指導後の様子も含めて入力し、いじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて把握できるように努める。

- イ よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
 - ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - エ 集会等でのいじめ未然防止の講話を行う。
 - オ 生徒の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
 - カ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。定期的に外部のインターネット関連の有識者から昨今の問題点となる講話を直接生徒が聞く機会を持つ。
- (2) いじめの早期発見の取り組み
- ア 日頃の生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。
 - イ 心のアンケート、個人面談（教育相談）の定期的な実施（各学期1回以上）や、1日観察日の実施（月1回）を通して、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
 - ウ 過去にいじめ被害に合った生徒に対し、継続的な見守りを行う。
 - エ あいさつ運動や交通立ち番の保護者から情報を得るように努める。
 - オ 生徒が相談しやすい環境を整える。
 - ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
 - ・相談箱等を設置し、生徒が担任以外の職員にも相談できるようにする。
 - ・県及び市のSC・SSW、心の教室相談員の相談日を全家庭に紹介する。
 - ・電話相談窓口の一覧を全家庭に配付する。
- (3) いじめに対する措置
- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
 - イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
 - ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - エ 教職員の共通理解、保護者の協力、SC・SSW や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
 - オ いじめの申し出や、いじめが心配される事案があった場合、いじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめ防止についてはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
 - カ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

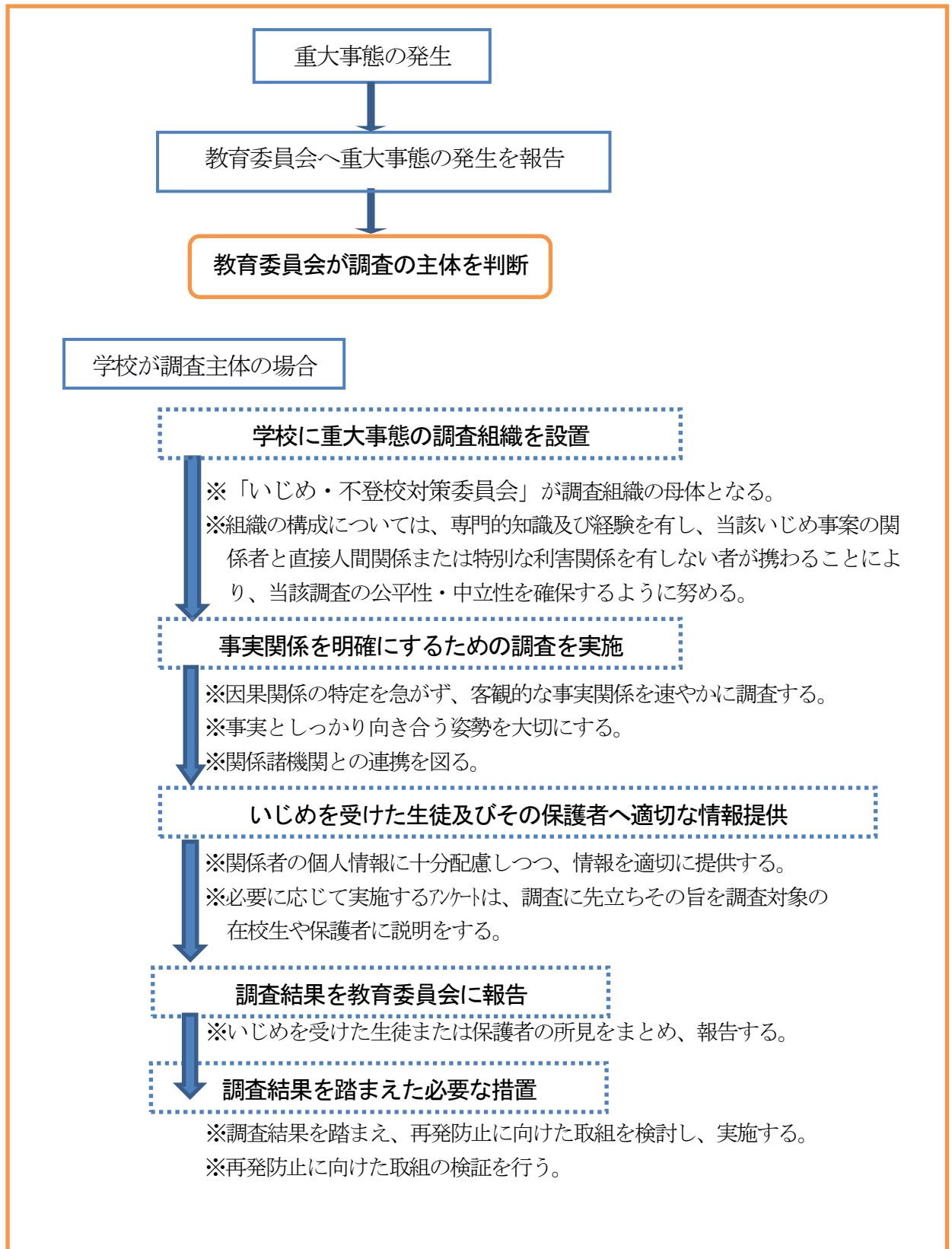
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価や保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、生徒理解やいじめ未然防止や対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



＜取組の年間計画＞

月	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	・「学校いじめ防止基本方針」の確認 ・いじめ・不登校対策委員会		・心のアンケート実施 ・1日観察日	・学校運営協議会全体会
5	・いじめ・不登校対策委員会	・修学旅行(3年) ・校外学習(1年)	・心のアンケート実施 ・教育相談 ・1日観察日	・学校運営協議会
6	・いじめ・不登校対策委員会	・いじめ相談窓口の生徒・保護者への周知 ・宿泊学習(2年)	・心のアンケート実施 ・1日観察日	
7	・いじめ・不登校対策委員会		・心のアンケート実施 ・1日観察日 ・教育相談	・連区健全育成会 ・学校運営協議会全体会 ・保護者会
8	・いじめ・不登校対策委員会		・心のアンケート実施 ・1日観察日	
9	・いじめ・不登校対策委員会		・心のアンケート実施 ・1日観察日	
10	・いじめ・不登校対策委員会	・体育祭 ・ごみゼロ運動 ・合唱コンクール	・心のアンケート実施 ・1日観察日 ・教育相談	・学校運営協議会
11	・いじめ・不登校対策委員会	・福祉実践教室(1年)	・心のアンケート実施 ・1日観察日	・学校公開週間
12	・いじめ・不登校対策委員会	・人権週間でのいじめ防止の話し合いと「いじめ防止宣言書」の再確認	・心のアンケート実施 ・1日観察日 ・教育相談	・保護者会
1	・いじめ・不登校対策委員会		・心のアンケート実施 ・1日観察日	・保護者会(3年) ・保護者による学校評価アンケート
2	・いじめ・不登校対策委員会		・心のアンケート実施 ・1日観察日	・人権教育講演会 ・学校運営協議会全体会
3	・基本方針等の見直し・検討	・3年生を送る会	・心のアンケート実施 ・1日観察日 ・教育相談	・学校運営協議会
通年	・いじめ情報の収集 ・対応策の検討	・学校、学年集会での講話 ・道徳の時間の充実 ・ピアサポート活動	・健康観察 ・SC・SSWによる相談 ・生活ノート	・あいさつ運動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。